神奈川県介護現場革新会議設置要綱

(目的)

第1条 地域における介護ニーズに応える基盤としての介護サービス事業所が持続可能であり続けるために、さらにはケア従事者が自らの仕事の専門性の向上を通じてやりがいや楽しさを実感するために、介護現場に携わる各団体が介護現場における諸課題を協議し意識共有を図るため、神奈川県介護現場革新会議(以下「革新会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 革新会議は、次に掲げる事項を所掌するものとする。
 - (1) 介護サービスの質の維持・向上を実現するマネジメントモデルの構築に関すること。
 - (2) ロボット・センサー・ICT の活用に関すること。
 - (3) 介護業界のイメージ改善と人材の確保に関すること。
 - (4)介護生産性向上総合相談センターの活動方針の策定に関すること。
 - (5) その他介護現場に係る諸課題についての必要な事項に関すること。

(構成)

- 第3条 革新会議の委員は、県・介護関係団体等の関係者をもって構成する。
- 2 委員の任期は、1年とし、再任は妨げないものとする。ただし、任期の途中で委員が 交代した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

- 第4条 革新会議に委員長及び副委員長をおく。
- 2 委員長は、神奈川県福祉子どもみらい局高齢福祉課長とし、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、革新会議を代表し、革新会議の座長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときには、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 革新会議は、委員長が招集する。
- 2 委員長が必要と認めるときは、革新会議に委員以外の者を出席させることができる。

(庶 務)

第6条 革新会議の庶務は、神奈川県福祉子どもみらい局高齢福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、革新会議の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年7月12日から施行する。